

くらはし桂浜地区公共施設に係る指定管理者の候補者の選定について

くらはし桂浜地区公共施設 計 9 施設の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) くらはし桂浜温泉館

所 在 地	呉市倉橋町字前宮の浦 431 番地
設 置 目 的	市民の保養とやすらぎの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するための施設として設置する。

(2) くらはし産業館万葉の里

所 在 地	呉市倉橋町字ゴクラク 571 番地の 1
設 置 目 的	市民及び観光客等の交流とコミュニティの場を提供し、観光の振興及び地域の活性化を図るための施設として設置する。

(3) 倉橋農産加工センター

所 在 地	呉市倉橋町字ゴクラク 563 番地
設 置 目 的	農林水産業の活性化及び振興を図るとともに、地域の活性化及び市民福祉の増進に寄与するための施設として設置する。

(4) 倉橋歴史民俗資料館

所 在 地	呉市倉橋町字前宮の浦 440 番地
設 置 目 的	本市の歴史的記念物、資料等の保存を図るとともに、郷土文化の向上に資するための施設として設置する。

(5) 長門の造船歴史館

所 在 地	呉市倉橋町字前宮の浦川東 171 番地の 7
設 置 目 的	本市の歴史的記念物、資料等の保存を図るとともに、郷土文化の向上に資するための施設として設置する。

(6) 呉市倉橋テニスコート

所 在 地	呉市倉橋町字宮の浦地内
設 置 目 的	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。

(7) 呉市倉橋グラウンド

所 在 地	呉市倉橋町字石休地内
設 置 目 的	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。

(8) 呉市倉橋体育館

所 在 地	呉市倉橋町字ゴクラク 539 番地の 1
設 置 目 的	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。

(9) 呉市くらはし温水プール（ウイングくらはし）

所 在 地	呉市倉橋町字ゴクラク 550 番地
設 置 目 的	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。

2 公募の概要

(1) 公募期間 令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 6 年 8 月 30 日（金）まで

(2) 応募者（応募順）

団体名	団体所在地	代表者氏名
一般財団法人 倉橋まちづくり公社	呉市倉橋町 4 3 1 番地	森本 勝利

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が 1 者であったため、くらはし桂浜地区公共施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリングをもとに、各委員が採点ではなく審査基準ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	判定
① 利用者の平等な利用及び利用者に対するサービスの向上が図られるものであること	・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。	適・否 ※否は失格
② 施設の適切な維持及び管理が図られるものであること	・ 適正に管理が行える体制（人員配置等）になっているか。 ・ 個人情報等の情報管理について適切な対応がとれる体制となっているか。 ・ 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。 ・ 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	適・否 ※否は失格
③ 施設の利用促進が図られるものであり、かつ、具体性・現実性があること	・ 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・ 効果的な事業・営業・広報等を行うことができるか。 ・ 利用者等からの苦情への対応は適切か。 ・ 施設の特徴を活かした、独自性のある魅力的な提案がなされているか。 ・ 自主事業の内容が施設の設置目的に適うものか。	適・否 ※否は失格
④ 管理経費の縮減が図られるものであること	・ 収支計画書の規模・内容が適切であるか。 ・ 提案額が適正な管理に支障を来すおそれがないものか。 ・ 管理経費の縮減のための工夫（納付金の提案を含む）がなされているか。 ・ 事業計画と収支計画の整合性がとれているか。	適・否 ※否は失格
⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	・ 経営基盤が安定し、計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・ 安定した管理の行える体制（有資格者の配置等）になっているか。 ・ 運営に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。 ・ 同種の施設の管理実績があるなど管理能力を有しているか。	適・否 ※否は失格
⑥ その他施設の設置目的又は性格等に対応した取組みであること	・ 運営全般について、市民協働を意識した取組がなされているか。 ・ 雇用や発注などにおいて、地域との連携や貢献が意識されているか。 ・ 環境問題への配慮はどうか。	適・否 ※否は失格
総 合 判 定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、一般財団法人倉橋まちづくり公社を本施設の指定管理者の候補者に選定した。

応募者	一般財団法人 倉橋まちづくり公社	【評価した点】 ・ 呉市との連携を強化し、施設の利用促進と、課題解決に取り組む事業計画であること。 ・ くらはし桂浜地区公共施設を、適切に維持管理する実績とノウハウを有していること。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	
審査基準⑥	適	

4 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

- | | | | |
|--------|-----|--------------------|------|
| ア 開催日時 | 第1回 | 令和6年9月 9日 (月) | |
| | 第2回 | 令和6年9月30日 (月) | |
| イ 開催場所 | 第1回 | 呉市役所 601会議室 | |
| | 第2回 | 呉市役所 501会議室 | |
| ウ 出席者 | 第1回 | 民間の学識経験者4人, 呉市職員3人 | 計 7人 |
| | 第2回 | 民間の学識経験者5人, 呉市職員3人 | 計 8人 |

(2) 議事概要

ア 主な意見等

- ・応募者は現指定管理者として施設の維持・管理を適切に行っているが、施設の老朽化に伴い対応にも限界が来ている。呉市は施設所有者として、施設のあり方（統廃合等）について検討する必要がある。
- ・個々の施設で完結する事業だけでなく、桂浜地区公共施設を一体的に活用し、利用促進に努めてほしい。
- ・応募者と呉市の担当課同士の水平連携を強化し、全体で考えていく必要がある。

イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、一般財団法人倉橋まちづくり公社は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】呉市産業部観光振興課（電話 0823-25-3182）